

決 定 書

- 1 請求人 (略)
- 2 請求年月日 令和8年2月24日
- 3 監査委員の判断

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました（却下）。

（理 由）

住民監査請求は法第242条に基づき、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該地方公共団体の住民が監査を求め、当該地方公共団体の損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度となっています。

本件請求において請求人は「通称浦添市多目的運動施設新築工事」について、工事費用の積算のやり直しや工事の延長等により、当該工事に係る費用が増加していると主張するものの、請求の対象となる「執行機関又は職員の特定」、「財務会計上の行為又は怠る事実」、「当該行為が違法又は不当である理由」及び「その結果として発生する損害」が不明確です。

したがって、本件請求において、請求人が違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実について特定しているとは言えず、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等の適示があったものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

よって、監査委員の合議により、却下と決定します。